

議案第7号

協議項目1 「合併の方式に関すること」

協議項目1 「合併の方式に関すること」について、次のとおり定める。

平成15年5月27日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

合併の方式

勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村を廃し、その区域の全部を前橋市に編入する。

項目		新設合併	編入合併
市町村の法人格		合併関係市町村の法人格は全て同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
新市の名称		合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	通常は編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		合併関係市町村の全ての地域の中から住民の利便性等を考慮して新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
財産の取扱い		合併市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
議会の議員の定数及び任期の取扱い	原則	<ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の議会の議員は、失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。任期は選挙の日から4年。 	<ul style="list-style-type: none"> 編入する市町村の議会の議員は、そのまま任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。(合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める法定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) 任期は、編入する市町村の議員の残任期間
	特例	<p>合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。</p> <p>定数特例制度 設置選挙において、新設合併の特例定数(定数の2倍まで)とすることができる。</p> <p>在任特例制度 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任することができる。</p>	<p>合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。</p> <p>定数特例制度 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。(増加分は編入された区域に配分)</p> <p>在任特例制度 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り、在任することができる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の定数特例を採用することができる。</p>
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職し、新たに選挙及び選任により委員を選出する。	編入する市町村の委員はそのまま任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10~80人の範囲で、最長1年間、在任することができる。	<p>編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間に限り、在任することができる。</p> <p>新市の区域面積が24,000haを超える場合又は農地面積が7,000haを超える場合には、区域を編入される各市町村に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができる。</p>
特別職の職員の身分の取扱い		合併関係市町村の特別職の職員は、全て失職する。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま任し、編入される市町村の特別職の職員は全て失職する。
一般職の職員の身分の取扱い		引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として身分を保有する。
条例、規則等の取扱い		合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)